

平成26年12月25日裁決

主文

a 健康保険組合理事長が、平成○年○月○日付で、再審査請求人に対してした、後記「理由」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)及びa健康保険組合(以下「保険者組合」という。)規約(以下「組合規約」という。)による傷病手当金付加金(以下、上記「傷病手当金」と併せ、便宜上「傷病手当金など」という。)の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、脳腫瘍(以下「既決傷病」という。)による療養のため労務に服することができなかつたとして、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間(以下「既決受給期間」という。)について、傷病手当金の支給を受けた。
- 2 さらに、請求人は、脳腫瘍(以下「本件請求傷病」という。)の療養のため、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、労務に服することができなかつたとして、平成○年○月○日(受付)、保険者組合理事長(以下「理事長」という。)に対し、傷病手当金などの支給を請求した。
- 3 理事長は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、同一の疾病、またはこれにより発したる疾病については、傷病手当金を1年6か月の範囲に限り給付対象としており(法第99条、組合規約第56条、第57条)、本件請求傷病については、平成○年○月(傷病名:脳腫瘍)の初回申請以降も治療を続けており、傷病が治癒することなく継続していると判断

され、当該傷病(脳腫瘍)に関する傷病手当金の給付対象期間は、初回申請から、傷病手当金・同付加金については1年6か月(平成○年○月○日～平成○年○月○日)、延長傷病手当金付加金についても1年6か月(平成○年○月○日～平成○年○月○日)の範囲で終了しているためという理由により、本件請求期間については、傷病手当金などの支給をしない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- 4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査の請求をした。

第3 当審査会の判断

- 1 傷病手当金の支給について、法第99条第1項に「被保険者…が療養のために労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金…を支給する。」とされており、傷病手当金の支給期間については、同条第2項に「傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。」と規定されている。

そして、組合規約第56条第1項には、「被保険者…が法第99条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として1日につき被保険者の標準報酬日額の30分の1に相当する額を支給する。」とされ、組合規約第57条第1項には、「法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者…が法第99条第2項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金とし

て、1日につき被保険者の標準報酬日額の100分の70に相当する額を支給する。」とされ、同条第5項には「延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、傷病手当金の支給をはじめた日から起算して3年を経過したときは、支給しない。」と規定されている。

2 本件の場合、前記第2の3記載の理由によりなされた原処分に対し、請求人は、平成○年○月○日に脳腫瘍と診断され、その療養のために、同年○月○日から平成○年○月○日までの期間、傷病手当金を受給したが、その後は、経過確認のための通院はしていたものの、抗癌剤等を含め、脳腫瘍に対する特段の治療は受けておらず、会社へ出勤して通常の勤務を続けており、医学的治癒がなされたとは言えないが、社会的治癒に該当する旨を主張している。なお、本件請求傷病（脳腫瘍）と既決傷病（脳腫瘍）が、連続する同一傷病であることについては、後記本件資料により明らかであり、かつ、当事者間にも争いがないと認められることから、以下、本件請求傷病と既決傷病のいずれをも、「当該傷病」という。そうして、本件の問題点は、本件請求傷病と既決傷病が同一傷病であるという前提の下に、既決受給期間終了後から本件請求期間開始日までの間に、いわゆる社会的治癒に相当する期間があったと認められるかどうかということになる。

3 いわゆる社会的治癒があったかどうかについて判断する。

社会保険の運用上、過去の傷病が治癒した後に再び悪化した場合は、再発として過去の傷病とは別傷病として取り扱い、治癒が認められない場合は、過去の傷病と同一傷病は継続しているものとして取り扱われるところ、医学的には治癒していないと認められる場合であっても、軽快と再度の悪化との間に、いわゆる社会的治癒があったと認められる場合は、再発があったとして、別傷病として取り扱われるとされている。そうして、

いわゆる社会的治癒と認め得る状態は、相当の期間にわたって医療（予防的医療を除く。）を行う必要がなくなり、通常の勤務に服していたことが認められる場合とされている。

本件についてみるに、請求人にかかる傷病手当金・傷病手当金付加金支給申請書（第1回）のb病院（以下「b病院」という。）c科・A医師（以下「A医師」という。）作成の平成○年○月○日付療養を担当した医師の意見欄（以下「医師意見欄」という。）によれば、傷病名には当該傷病が掲げられた上で、療養の給付を開始した期日（初診日）は平成○年○月○日、労務不能と認めた期間は平成○年○月○日から本件請求期間最終日（平成○年○月○日）、当該期間の労務不能と認めた理由（自覚症状、他覚所見など）、治療経過については、平成○年○月○日から入院し、同年○月○日に脳腫瘍摘出術を受け、同月○日に自宅退院となり、失語があり、通院によるリハビリテーションを受け、医学的に見て今後就労の可否は「可能」と判断されており、症状は固定しておらず、今後の療養見込期間は未定とされている。また、保険者組合の照会に対するA医師作成の平成○年○月○日付「療養の給付について（照会）」と題する書面によれば、「請求人は保険者組合の資格を平成○年○月に取得し、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間、同一傷病（脳腫瘍）の療養のため、労務不能であったとして、以前に加入していた健康保険組合より傷病手当金を受給しているところ、既決傷病と本件請求傷病は同一の疾病かどうかを照会する。」旨の照会に対し、同医師は、前疾病と同一の疾病であり、治癒することなく継続しており、その理由は、当初経過観察を行っていたが腫瘍増大のために治療に至ったと回答している。

b病院作成の請求人に係る平成○年○月分から同年○月分までの診療報酬明細書（医科入院医療機関別包括評価用及び医科入院外のもの）をみると、請求人は、

診療開始日を平成○年○月○日とする神経膠腫、症候性てんかんのためにb病院c科を受診し、主傷病名及び入院の契機となった傷病名をいずれも前頭葉悪性腫瘍として、同年○月○日に入院し、同年○月○日に、脳腫瘍に対して、正常脳保護のためにモニタリングとMRIを用いた術中ナビゲーションを併用した頭蓋内腫瘍摘出術を受け、術後から上下肢の麻痺・巧緻運動障害・言語障害に対して、理学・作業・言語療法（リハビリテーション）を受けて、同月○日に退院となった。退院後は、b病院c科に通院し、抗てんかん薬の処方を受け、抗てんかん薬の血中濃度測定などを受けている。また、請求人に係るd病院（以下「d病院」という。）作成の平成○年○月分、同年○月分の診療報酬明細書によれば、請求人は、同年○月○日にd病院c科を受診し、傷病名を頭痛、脳腫瘍として、通院によるリハビリテーションを受けている。

また、既決受給期間終了翌日（平成○年○月○日）から本件請求期間開始前日（平成○年○月○日）までのおよそ5年6か月の期間（以下、この期間を便宜上、「本件検討期間」という。）における請求人の就労状況をみると、請求人にかかる被保険者記録照会回答票（資格画面）によれば、請求人は、平成○年○月○日に健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を再取得し、平成○年○月から平成○年○月○日までの標準報酬月額は、平成○年が○○～○○万円、平成○年が○○万円、平成○年が○○万円、平成○年が○○万円、平成○年及び平成○年が○○万円であり、加えて、年2回定期的に賞与も受けていることが認められる。また、請求人にかかる平成○年○月から平成○年○月までの勤怠表をみると、請求人は、公休及び有給休暇を除くすべての日は出勤しており、傷病による病休は認められない。

以上のような本件検討期間における請求人の状況をみると、請求人は、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

の期間、脳腫瘍と診断され、その療養のため労務不能として傷病手当金を受けたが、その後は、当該傷病に対する薬物療法、手術など特段の治療はなく、経過確認をされていたけど認められ、本件請求期間において、当該傷病に対する根治的治療の腫瘍摘出術を受けている。そうして、本件検討期間の勤務状況をみると、この間、予防的医療の範囲と認められる経過確認を受けながらも、当該傷病を理由とする病休はなく、通常に勤務していたのであるから、いわゆる社会的治癒に相当する期間があったと認められる。

なお、本件請求期間についてみると、請求人は、平成○年○月○日に入院し、同年○月○日に手術を受け、同月○日に自宅退院をしていることから、当該傷病の療養のため労務不能であったとするのが相当である。

4 以上みてきたように、本件請求期間に係る本件請求傷病は、既に傷病手当金の支給対象となった既決傷病と同一傷病であるが、既決受給期間から本件請求期間の間に、いわゆる社会的治癒と認められる期間が存在することから、本件請求期間については、法定給付期間を超えた請求であるとして傷病手当金を支給しないとする原処分は妥当ではなく、これを取り消すこととし、主文のとおり裁決する。